

第2回新町将来構想策定小委員会

会 議 資 料

日時：平成14年9月30日(月)午後2時10分から

場所：弓削町役場3階第1会議室

新町将来構想策定小委員会 第2回委員会次第

日時：平成14年9月30日(月)午前10時30分から

場所：弓削町役場3階第1会議室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 事

(1) 企画提案書の選考実施について・・・・・・・・・・1

4. その他

5. 閉 会

3 .

(1) 企画提案書の選考実施について

次の要領で、実施いたしたいと思いますので、ご検討ください。

ア．提出された企画提案書について、委託業者選定基準に基づき、採点を実施いたします。採点時間は、1件5分程度とします。あまり時間がないので、事前にご一読願います。

イ．表現等でわからない点がありましたら、早めにご連絡いただければ、なるべく業者に問合わせして、返答します。

ウ．採点終了後、事務局に提出していただきます。集計後、順位をつけ、上位3社を発表いたします。

エ．次回プレゼンテーションを上位3社で実施いたします。

オ．あらかじめ評価表を送付しますので、予行としてご利用ください。提出の必要は、ありません。

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定実施要領

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者（以下「委託業者」という。）の選定については、次の要領で実施する。

1．選定方針

新町将来構想及び新町建設計画策定業務については、上島合併協議会規約第3条第1項第2号の規定により、協議会が作成することとなっており、その調査、審議は、小委員会に付託されているため、新町将来構想策定小委員会で業者選定会を開催し決定する。

2．選定対象業者

指名業者の選定については、「建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されているものの中から業務経歴・技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする委託業務に関し、十分な履行能力を有すると認められるもの。

3．業者を選定するための方式

企画提案書方式による。

協議会は、選定された受託候補者に企画提案書の提出を要請し、業者は、一定の条件を与え、目的達成のためにどのような効果的な作業展開ができるのか、また、これに伴う事務局に対する支援をどのようにできるのか提案してもらうこととする。

小委員会を開催し、1次審査で書類選考を行い、3業者に絞り込んだ後、2次審査として小委員会の会議上でプレゼンテーションを行ってもらい、総合評価による選考を行う。

4．提案内容

「合併に向けた新町将来構想及び新町建設計画の策定について」

5．企画提案書提出締切日

平成14年9月下旬

6．プレゼンテーション実施日

平成14年10月上旬

7 . プレゼンテーション実施場所
弓削町役場

8 . プレゼンテーションの順序
抽選による

9 . プレゼンテーション所要時間
30分以内

10 . 業者選定方法

「新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定基準」に基づき、最終選定する。

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定基準

1. 評価基準

(1) 戦略構想

将来構想をより魅力のある、かつ、説得力のあるものとするため、既定の枠組みの業務以外にどのような戦略ビジョンを有しているか。

(2) 企画力・説得力（アピール度）

提案書・プレゼンテーションを通じての企画・構成及びその内容の説得力・アピール度はどうか。

(3) 適切性

合併という特殊事情に配慮した適切な内容となっているか。また、当地域の実態をどの程度把握し、それに配慮した内容としているか。

(4) 実施体制

選定された場合の具体的な業務執行体制は、適切か。

(5) 実績

類似の事例における実績は、どの程度あるか。

(6) 総合力

会社としての総合的な能力はどうか。

2. 選定方法

(1) 評価の方法

事務局があらかじめ提示する説明会資料に基づき、各社にプレゼンテーションを行ってもらい、事前に提出してもらった企画書の内容と合わせ、上記の評価基準を勘案して採点する。

(2) 評価区分

上記1に定める基準ごとの配点を下記のとおりとし、それぞれ5段階評価を行うものとする。

評価基準項目	優秀	優良	普通	やや劣	劣
(1)戦略構想	5点	4点	3点	2点	1点
(2)企画力・説得力	5点	4点	3点	2点	1点
(3)適切性	5点	4点	3点	2点	1点
(4)実施体制	5点	4点	3点	2点	1点
(5)実績	5点	4点	3点	2点	1点
(6)総合力	5点	4点	3点	2点	1点

(3) 評価点数の集計方法

ア 各委員の持ち点

小委員会委員各人の持ち点は、委員長及び副委員長を含めて均一とし、各社に対し、委員 1 人当り基本点の合計を 3 0 点満点として評価するものとする。

イ 集計

ア、イによる評価点の合計を各社ごとに単純計算し、その合計点により、順位を決定する。